

神戸発「生きる力」を育む防災教育の推進

平成25年3月

新たな神戸の防災教育検討委員会

目 次

はじめに	(1)
1. 防災教育の成果と課題	(2)
神戸の防災教育の創造／神戸の防災教育の変遷／神戸の防災教育の特長／ 東日本大震災の被災地への支援活動と交流／校園種ごとの成果と課題	
2. 東日本大震災の教訓に学ぶ	(6)
津波被害への対応／学校管理下における災害の発生／通信手段の断絶／避難所運営	
3. 防災教育カリキュラムの見直し	(8)
① 教育課程への位置づけ	
② 防災教育のめざす子ども像・ねらい・主題	
③ 副読本「幸せ 運ぼう (しあわせ はこぼう)」の改訂	
④ 新聞の活用	
⑤ 被災地への支援活動や交流の推進	
⑥ ボランティア活動や地域行事への参加促進	
⑦ 地域と合同で行う防災訓練	
⑧ 地域の資源・人材の活用	
4. 防災マニュアルの見直し	(13)
① 地域と連携した防災訓練	
② 地域特性の分析	
③ 保護者への引き渡し	
④ 津波被害への対応	
⑤ 風水害・土砂災害への対応について	
⑥ 安全・安心な学校づくり～耐震化の推進・施設設備の充実	
⑦ 情報通信システムの充実	
⑧ 心のケア	
⑨ 教職員の研修	
5. まとめ	(18)
6. 参考資料	(19)

は じ め に

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、一瞬にして多くの人命を奪い、神戸のまちを破壊するとともに、市民生活に大きな打撃を与えた。学校園においても幼児・児童生徒、教職員のかけがえのない生命が奪われ、施設・設備も大きな被害を受けた。多くの学校園が避難所となり、教職員は子どもたちの安否確認に奔走するとともに、避難所運営に従事した。

神戸の防災教育は、震災という未曾有の災害を乗り越えていく過程から学んだ教訓を学校教育の中で生かし、未来に向かって力強く生きていく子どもの育成をねらっている。一人一人の子どもに「生きる力」を育むために、防災教育をその中心的な柱として位置付け、学校教育の在り方をも見直す契機となった。教訓や基本となる考え方は、「特色ある神戸の教育推進アクティブプラン」（平成15年度～）、神戸市教育振興基本計画（平成21年度～）の中に脈々と引き継がれている。

神戸の防災教育の特長として、①副読本「幸せ 運ぼう」など教職員により開発された豊富な教材、②各教科等に位置付けられた「防災教育カリキュラム」、③震災追悼行事・防災訓練など、各学校園の創意あふれる実践、④防災福祉コミュニティなどの地域団体や関係機関、大学、NPO等との連携した実践、⑤子どもたちのボランティア活動や地域行事への積極的参加、⑥教育復興担当教員等による「心のケア」の取組の継承などがあげられる。

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し甚大な被害をもたらした。津波による被害の凄まじさは想像を絶するものであり、全国で地域防災計画の見直しが行われる契機となった。直後から神戸市の多くの学校で、子どもたちによる被災地への自主的な支援活動が始まった。他人事ではなく自らの課題と捉えて活動する子どもたちの姿は、これまでの防災教育の成果の表れであった。この2年間、全国から神戸市を訪れる教育関係者の防災教育に関する視察が大幅に増えており、神戸の防災教育があらためて注目を浴びている。

本委員会では、これまでの防災教育の成果と課題を検証し、東日本大震災の教訓に学ぶ視点をそれに加え、今後の防災教育の方向性を探り、防災教育カリキュラムと防災マニュアルの見直しに必要な事項等について、議論を重ねてきた。以下は、本委員会における議論を提言としてまとめたものである。

1. 防災教育の成果と課題

提言の第一段階として、神戸の防災教育がスタートした際の理念を振り返るとともに、18年間の変遷、また、成果と課題について検証を行った。

(神戸の防災教育の創造)

平成7年6月、「震災体験を生かす神戸の教育の創造」をテーマとした教育懇話会が設置され、「学校における防災教育」についての検討が行われた。報告書では、「防災」「防災教育の課題」について、以下のようにまとめられている。

当時は「減災」という言葉は使われていなかったが、減災の考え方も含まれた内容となっている。

防災とは、災害による被害を最小化するための試みであり、①災害の予防、②災害時の被害の抑制、③災害復旧、の三つの局面からなり、日常的な予防措置、災害時の応急的な対応、さらには災害後の復興過程を含むものである。

今回の震災でも、地震時の応急対応のみならず、災害に対する予防的な知識、復旧過程における相互支援の重要性など、防災に関して幅広くかつ総合的な教育が必要であることが示された。このような震災経験を踏まえて従前の防災教育の問題を考えるなら、①避難訓練の偏重、②指導内容の断片性、などを指摘できる。

避難訓練の偏重に関する問題としては、「逃げる、避ける」方法の行動化に終始していることを指摘できる。もとより第一次的な避難や災害の防止の重要性はいうまでもないことであるが、そのみが防災教育の内容として取り上げられることには問題がある。今回の震災においても、地震に備えることと、被災に対して立ち向かっていく、より積極的な防災態度を形成することが重要であると示唆される。

指導内容の断片性に関しては、現行の教育課程の中に含まれている災害や防災に関する内容が統合された学習として成立しにくく、それぞれが相互に関連性を有しない学習となりがちであったことが指摘できる。今回の震災を機にそれぞれの教科内での知識と訓練などを結び付け、防災に関連した知識、技能、態度の総合的な学習を推進していくことが必要である。

阪神・淡路大震災から10ヶ月後には、副読本「幸せ 運ぼう」の初版本が発行された。これは、震災による被害の小さな地域の学校においても被災体験を共有し、「思いの共有化」を図ることがねらいであった。

平成9年3月には、「生きる力を育む防災教育」が発行され、各教科等に位置付けられた防災教育カリキュラムの運用が各学校で始まった。また、「震災対応マニュアル作成指針」(平成8年)をもとに、各学校園で学校防災マニュアル(学校安全計画)が作成され、火災だけでなく、地震や津波を想定した防災訓練が行われるようになった。

また、被災児童生徒が多く在籍する小中学校には教育復興担当教員が配置され、児童生徒の心のケア、防災教育の研究開発が始まった。平成10年1月には、神戸市防災教

育研究発表会を開催し、3年間の実践研究を発表した。

(神戸の防災教育の変遷)

「学習指導要領」の改訂により、平成12年度から「総合的な学習の時間」が始まった。多くの学校が防災教育をテーマとして取り上げ、フィールドワークやゲストティーチャーの活用など、様々な防災教育が展開されるようになった。

「特色ある神戸の教育推進アクティブプラン」(義務教育を中心にその方向性をまとめた神戸市独自の単年度計画)が初めて策定されたのは平成15年度である。防災教育は、神戸の教育の特色として、「単に災害から身を守るスキルの教育や災害の知識の教育に留まらず、倫理的な教育としての側面にも重点を置く」とまとめられている。

震災から10年目を迎えた平成17年度には、副読本「幸せ 運ぼう」の改訂とともに、震災体験のない子どもたちに対する視聴覚教材、DVD版「幸せ 運ぼう」を作成している。また、平成19年度からは、人と防災未来センター、県教委、神戸学院大、舞子高校、神戸市消防局・危機管理室などと「防災教育開発機構」を組織して、文部科学省の「防災教育支援モデル地域事業」に取り組んでいる。被災地が蓄積してきた豊富な資料やノウハウを活かして教材開発や実践研究を行うとともに、その成果を全国に普及することがねらいであった。

平成20年度末に策定された「神戸市教育振興基本計画」(21～25年度)では、「重点事業2、神戸らしい特色ある教育の推進」の冒頭部分で防災教育を取り上げている。以下は、その具体的な記述である。

- 副読本・DVD「幸せ 運ぼう」等の教材を活用し、災害に関する知識や技能、命の尊さや家族の絆、助け合いの大切さ等の震災の体験・教訓を継承するとともに、集中豪雨や高潮、津波等の新たな防災課題に対応した教材の活用を進める。
- PTAや防災福祉コミュニティ等をはじめとする地域と連携した防災訓練等の充実を図る。
- 平成21年度より、「神戸市防災教育支援プロジェクト」(消防局と学校、地域が連携した防災教育)を全小学校で実施する。
- 人と防災未来センター、大学等と協力して、先進的な防災教育の研究開発を進め、「神戸の防災教育」を全国に発信する。

(神戸の防災教育の特長)

これまでの実践の積み重ねをもとに、神戸の防災教育の特長をまとめると、以下のよう

に集約できる。

- ①副読本「幸せ 運ぼう」など、教職員により開発された豊富な独自教材
- ②各教科等に位置付けられた「防災教育カリキュラム」
- ③震災追悼行事・防災訓練など、創意工夫あふれる実践

- ④防災福祉コミュニティなどの地域団体や関係機関、大学、NPO等と連携した実践
- ⑤子どもたちのボランティア活動・地域行事への積極的な参加
- ⑥教育復興担当教員などによる「心のケア」の実践・ノウハウの継承

(東日本大震災の被災地への支援活動と交流)

これまでに行われてきた神戸の防災教育の成果は、東日本大震災の被災地への支援活動と交流において如実に表れている。

東日本大震災の発災直後から、神戸市の各学校では子どもたちによる自主的な被災地支援の活動が始まった。遠く離れた被災地に思いを寄せ、自分たちに出来ることを考え、主体的に取り組む子どもたちの姿は防災教育の成果の表れに他ならない。その後も被災地との交流は、「がんばろうキッズ in 神戸」、「東北・神戸 こころの絆プロジェクト」、「いきいき生徒会会議への仙台市中学生招待」など、広がりを見せている。被災経験のない神戸の子どもたちは、被災地の子どもたちとの交流を通して、多くの貴重な教訓を学んでいる。今後も、このような交流活動をぜひとも継続してもらいたい。

これらの成果の一方で、教職員の防災に対する意識に温度差が生じていることが指摘されている。阪神・淡路大震災における避難所対応の経験を持つ教員は、すでに40歳以上に達している。また、被災体験のない教員も増えている。

経験がないから防災教育が難しいのではなく、教員自らが学ぶ姿勢をもつことが大切である。各学校園で被災体験を語り継ぐ取組、当時の貴重な資料の保存、各学校の地域特性（津波避難警戒区域、風水害・土砂災害想定区域等）に応じた防災マニュアルの検討など、校内外の研修、OJTを充実させる必要がある。

(幼稚園における成果と課題)

平成9年度には、防災教育における「めざす子ども像」や「主題」に基づいて、幼小中の一貫性を重視した指導資料「生きる力を育む防災教育」(幼稚園版)が作成されている。あわせて、生命の大切さに気付かせるとともに、災害から身を守るためのビデオ教材が作られている。

避難訓練は、火災だけでなく、地震、津波に備えて行われるようになった。また、幼稚園単独で行われるだけでなく、近隣の小中学校や防災福祉コミュニティと合同で実施する取組も増えている。大学生やNPO等の協力を得て、遊びを通して防災について学ぶ活動を導入している園もあり、今後の広がりを期待したい。

一方、災害発生後の保護者への引き渡しや幼児の安全確保などを盛り込んだ防災マニュアルの整備、保護者への啓発、家庭や地域と連携した防災訓練の実施などについては、さらに充実を図る必要がある。

(小学校における成果と課題)

神戸市の基本計画である「2015神戸ビジョン」は、「防災福祉コミュニティと連

携した防災教育を実施した小学校の割合」を数値目標（2015年度、75%）に掲げている。防災福祉コミュニティは小学校区を基本に設置されており、避難訓練や防災学習などを中心に、連携した取組が広がっている。また、消防局による「神戸市防災教育支援プロジェクト」も多くの小学校で実施されている。

災害の種類・時間帯などに工夫を凝らした避難訓練が行われるようになってきた。地域の追悼行事への参加、震災集会などの取組も定着している。

一方で、震災直後ほぼ全ての小学校で行われていた児童の引き渡し訓練を実施する学校が減少している。授業時数確保のための行事削減が第一の理由と考えられるが、児童の安全確保のためには、引き渡し訓練はぜひとも必要である。

年度当初、全教職員で防災教育カリキュラム（年間指導計画）、副読本「幸せ 運ぼう」の活用計画、防災マニュアルなどの共通理解を図っている学校はまだ少ない。各学校の特色ある取組などを各学年、学校全体でしっかりと引き継いでいく体制を構築する必要がある。

（中学校における成果と課題）

東日本大震災の直後には、神戸市立の全中学校82校の生徒会が協力して募金活動を行い、1週間で1千万円以上を集めている。阪神・淡路大震災後、被災地域の学校で始まったボランティア活動は、多くの学校で積極的に取り組まれるようになり、生徒会活動の柱となって定着している。ボランティア委員会などの組織を持つ学校、防災福祉コミュニティの中に防災ジュニアチームを結成している地域も増えている。

中学校では、全ての学校で年度当初には防災教育カリキュラム（年間指導計画）が作成されているが、防災マニュアルとともに教職員全員で共通理解を図る取組はまだ不十分である。

教科担任制の中学校では、各教科に位置付けられた防災教育の内容を教科指導の中でしっかりと学ばせる必要がある。加えて、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などの取組を各学年、学校全体で共有し、将来にわたって引き継いでいく体制を整えておくことが重要となる。

震度5以上の地震が発生した場合に、生徒をどのように下校させるのか、保護者への引き渡し方法などが防災マニュアルに示されていない学校がある。早急に検討を進めるとともに、保護者にもその対応について周知しておく必要がある。

また、防災福祉コミュニティが小学校単位で組織されているケースが多いため、中学校との連携がうまく取れていない現状がある。防災マニュアルを検討する上での大きな課題である。

（高等学校における成果と課題）

市立高等学校9校では、全校生徒が市民救命士の講習を受けるハイスクールレスキューの取組を進めている。また、インターネットを利用して、小学校の防災マップづくり

に協力する学校もあり、防災意識の高揚に効果を上げている。カリキュラムとしては、学科、コースなどの特性もあり、全市的なカリキュラムは示されていない。

ボランティア活動については、各学校で生徒たちによる創意工夫ある取組が展開されている。積極的に参加する生徒も増えており、高校生が地域で活躍できるような場、しぐみをさらに広げるために、社会福祉協議会ボランティアセンターなどとの連携を進める必要がある。

高等学校は通学区域が広く、電車などの公共交通機関を使用している生徒が多い。通学途上で災害に遭遇した場合の対応などを具体的に想定した学習、具体的なマニュアル作成と保護者への周知が課題である。

(特別支援学校における成果と課題)

特別支援学校では、各校で工夫を凝らした避難訓練が計画的に行われている。津波警報発表時の避難場所については各校で設定しているが、その有効性についてはあらためて検証する必要がある。

特別支援学校の場合は、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな支援が必要であり、そのためにも家庭、地域との連携が重要となる。地域や関係機関の全面的な協力が得られるよう防災マニュアルを整備し、地域と合同で防災訓練を行うことが大切である。

また、子どもたちの命を守るために必要となる医薬品、医療機器、機材等の備品や発電機の設置など、施設・設備の充実を早期に実現する必要がある。

2. 東日本大震災の教訓に学ぶ

(津波被害への対応)

東日本大震災は、地震規模の大きさの割には建物の倒壊被害は少なかった。一方で、津波による被害の大きさは周知の通りである。死者・行方不明者の多くが津波によるものであった。避難する時間は十分あったにも関わらず、亡くなられた方が多い原因として、自分に都合の悪い情報を過小評価する心理特性「正常性バイアス」の影響が指摘されている。過去の経験やハザードマップの想定から、「自分は大丈夫」と判断してしまったこと、過去の津波災害の記憶が風化してしまい、避難行動につながらなかったなどの原因があげられる。

一方で、徹底した避難訓練により、小中学生の避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えることができたという例がある。「釜石の奇跡」と呼ばれているが、これは決して奇跡というものではなく、訓練の成果である。

津波によって流された瓦礫や燃料タンクなどから漏れ出した油が原因で火災が発生し、学校が延焼した例があった。校舎の上層階に取り残された場合は火災に巻き込まれる可能性がある。地域防災計画との整合性を図りながら、避難場所等を見直す必要がある。原則として、保護者や地域住民とともに子どもたちを避難させることを想定しておきたい。

(学校管理下における災害の発生)

多くの学校で児童生徒の大半が学校にいる時間帯である学校管理下の発災であり、学童保育で児童が校内にいた学校もある。教職員の指示のもと、避難行動をとることで多くの命が救われた学校がほとんどであった。一方で津波被害を想定していなかった河口から離れた上流部にある学校では、避難の判断が遅れたことで多くの犠牲者を出した例もあった。

津波警報が発表された中で、児童を保護者に引き渡さずに保護者と一緒に避難することで助かった例、反対に保護者に引き渡したために津波の犠牲になった例もあった。教職員は常に児童生徒の生命を託されているという意識をもち、災害に向き合うことが大切である。

津波到達時間までに、安全な高台に避難できないと判断した学校は、校舎屋上に避難した。周囲が水没する中で一晩を屋上等で過ごした例もあった。備蓄物資などが低層階にあり、浸水によって使用できない学校もあった。

(通信手段の断絶)

地震発生直後、停電などによって津波情報の収集ができなくなり、適切な避難行動の判断に支障を来した学校もあった。携帯電話は回線が集中し、広範囲にわたる通信障害が発生した。インターネットも停電により機能せず、学校から保護者へ連絡する術がなかった。保護者との連絡が取れなくなる状況を想定した準備が必要である。

阪神・淡路大震災の避難所等でも同様であったが、安否確認のための張り紙が避難所や行政機関の設置した掲示板にあふれていた。いざという場合には、広報掲示板などに頼らざるを得ない状況も生まれる。

仙台市では、学校と教育委員会が行政無線でつながれており、情報収集に役立ったということである。

(避難所運営)

避難所となった学校では発災直後から、児童生徒の安全確保とともに避難者の対応に追われた。避難所開設時は教職員が支援を行わざるを得ない状況であった。教職員が先頭に立って避難所を運営し、生徒たちがボランティア活動に熱心に取り組む光景は18年前の神戸を彷彿させた。

学校支援地域本部事業などで、地域住民と日常的に連携がとれていた学校は避難所運営を早期に地域住民に委ねることができ、教職員は児童生徒の安全確保や安否確認に専念することで、教育活動の早期正常化が円滑に進んだとの報告もある。

仙台市の中心部では、直接的な被害は少なかったが、停電などで交通機関がストップし、帰宅困難者が駅周辺の学校に避難した。首都圏の大都市においても同様の状況が見られた。

3. 防災教育カリキュラムの見直し

① 教育課程への位置付け

防災教育を教育課程に位置付けるためのポイント、配慮事項は以下の通りである。

- 各学校で地域特性に応じた防災教育カリキュラム（年間指導計画）を作成し、防災マニュアルとともに教職員全員で共通理解を図る
- 理科、社会、技術家庭、保健体育等の教科では、防災教育に関連する単元・題材などを明確にして、教科指導としての防災教育を推進する
- 特別活動、道徳、総合的な学習の時間には、防災訓練等の特色ある活動を位置付けるとともに、各学年、学校全体で引き継げる体制を整える
- 危険箇所の点検などのフィールドワーク、防災マップづくりなどの体験的な学習を重視する
- 児童生徒の発達段階に応じたカリキュラム編成を行うために、副読本「幸せ 運ぼう」、兵庫県副読本「明日に生きる」などの活用計画を策定する
- 各学校園の独自教材、特色ある教育活動などの開発、活用を図る
- 防災福祉コミュニティと連携した防災教育（防災学習・避難訓練）を推進する
- 家庭・地域・近隣学校園・関係機関・大学・NPO等と連携を図る
- ボランティア活動や地域行事への参加についても、児童会・生徒会活動として明確に位置付ける

② 防災教育のめざす子ども像・ねらい・主題

神戸市では、平成8年度に策定した「生きる力を育む防災教育」（防災教育カリキュラム）の中で、防災教育の「めざす子ども像」、「主題」を示している。「めざす子ども像」や「主題」は、阪神・淡路大震災の教訓から生まれたものであるが、今後も大切にしていきたい根幹の部分と考える。

小中学校9年間を見据えた防災教育を推進するため、防災教育の主題については、現状に即した再編を行い、小中学校で同じ主題を設定している。

防災教育のめざす子ども像・ねらい・主題を、全ての教職員に周知することが重要である。

【めざす子ども像】

- 困難な状況に出会ったとき、自ら判断し、主体的に行動できる子ども
- 自他の命や人権を尊重できる子ども
- 相手の思いに寄り添い共感的に受け止める優しさを持つ子ども
- 自然を正しく理解しそのすばらしさに気付くとともに畏敬の念をもつ子ども
- 社会の一員としての自覚をもち社会に対し積極的に関わろうとする子ども
- 自らのかけがえのない命を自分で守ることのできる子ども

【防災教育のねらい】

今回あらためて、校種ごとに防災教育のねらいを整理した。神戸の防災教育の3つの柱、①人間としての在り方・生き方を考える、②防災上必要な知識を身に付ける、③防災上必要な技能を身に付ける、を織り込んだねらいとなっている。

〈幼稚園〉

- 日頃から自分のことは自分でするという姿勢を養う
- 日常生活のさまざまな場面で、危険な場所や事物などが分かり、危険を回避する習慣や態度を身につける
- 災害などの緊急時には教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようにする

〈小学校低学年〉

- 安全のためのきまりを守り、自分の安全は自分で守るという姿勢を養う
- 安全に行動をとることの大切さを理解し、安全のためのきまりを守ることや身の周りの危険に気付くことができるようにする
- 危険な状態を見つけた時や災害時には、速やかに近くの大人（教職員や保護者など）に知らせたり指示に従ったりするなど、適切な行動がとれるようにする

〈小学校高学年〉

- 自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気を配るという姿勢を養う
- 日常生活のさまざまな場面で発生する危険や安全に関する取組を理解し、進んで安全な行動ができるようにする
- 自分でけがの簡単な応急手当ができるようにする

〈中学校〉

- 他者の安全に配慮するとともに、ボランティア活動の大切さについて理解を深め、進んでボランティア活動に参加できるようにする
- 災害の基礎的・基本的知識を理解し、危険を予測し、進んで安全な行動が取れるようにする
- 災害に対する日常的な備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、応急手当の技能を身に付ける

〈高等学校〉

- 社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動やボランティア活動に積極的に参加しようとする姿勢を養う
- 防災に対する知識や技能を高めるとともに、危険を予測して、自他の生命を守ることができる判断力や行動力を身につける

- 市民救命士講習などにより、AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当てができるようにする

〈特別支援学校〉

- 障害の状態や発達段階に応じて、児童生徒が自分の力を発揮できるようにする
- 障害の状態や発達段階に応じて、危険な場所や状況が分かり、予測・回避できるようにする
- 障害の状態や発達段階に応じて、自分の力で避難をしたり、周囲に対して援助を求めたりできるようにする

【防災教育の主題】

3つの柱	6つの主題	22の指導項目
人間としての在り方、 生き方を考える	(1) 命の大切さ	かけがえない命 生きることのすばらしさ 生きることへの希望とたくましさ
	(2) 人と人とのつながり	家族や友人、人との絆 ボランティアの心 感謝の心、思いやりの心 地域を愛する心、神戸を愛する心 世界の人々とともに
防災上必要な知識を 身につける	(3) 自然に関する知識	災害発生のメカニズム 震災の被害の様子 神戸の災害の歴史 さまざまな自然災害
	(4) 社会に関する知識	ライフラインの重要性 防災・減災への取組 情報の活用と伝達 経済への影響と復興のあゆみ
防災上必要な技能を 身につける	(5) みんなにできる防災	家庭でできる防災 地域でできる防災 学校でできる防災
	(6) 命を守る方法	災害から身を守る 体を守る 生き抜く知恵・サバイバルスキル

③ 副読本「幸せ 運ぼう（しあわせ はこぼう）」の改訂

平成7年11月、阪神・淡路大震災直後の大混乱の中で、副読本「幸せ 運ぼう」の初版本が発行されている。震災の教訓や体験を教材化し、被災の大きかったところも比較的小さかったところも共に学び合い、今後の備えとするとともに、児童生徒がたくましく生きていく礎とすることをねらいとしている。被災した子どもたちに配慮しながら、震災体験の共有化と新しい防災教育も視野におきながらその活用が始まった。

平成9年度版からは、前述の防災教育のねらいや主題に対応した学習ができるように、復興過程の様子など新たな教材を追加した。震災の被害状況や災害のメカニズム、過去の災害の記録、1次避難・2次避難のシミュレーション、津波や風水害、火災など様々

な災害への対処、けがの手当やサバイバルスキル、防災マップづくりや家族防災会議、防災福祉コミュニティ、ボランティア活動、ライフラインなど、多岐にわたる題材が盛り込まれている。また、海外からの支援や多文化のまちを教材にすることで、「神戸らしさ」「神戸のまちのすばらしさ」を子どもたちに伝えることのできる副読本となっている。

平成17年度には、スマトラ島沖地震による津波被害や南海地震に備えるための教材を追加するとともに、震災体験のない子どもたちにも理解しやすいよう写真を増やすとともに、視聴覚教材としてDVD版「幸せ 運ぼう」を作成している。平成22年度には、都賀川の水難事故の教訓をもとに、河川の急な増水に備える教材を追加している。

平成25年度版は、東日本大震災の教訓を伝えるために大幅な改訂となった。編集委員に選ばれた教職員が、それぞれの震災体験や東日本大震災の被災地に対する思いをもとに時間をかけて編集した教材を集めている。また、仙台市教育委員会から提供を受けた題材も数多く含まれている。改訂のポイントは以下の通りである。

- 神戸の防災教育の「3つの柱」「めざす子ども像」「ねらい」「主題」に対応した教材を発達の段階に応じて準備する
- 阪神・淡路大震災の教訓や体験を継承しつつ、新たな防災教育の課題に対応した題材を取り上げる
- 東日本大震災の教訓を学ぶことのできる題材を集める
- 被災地の思いに寄り添い、自らの課題として捉えることのできる題材を集める
- 地震、津波、風水害等、さまざまな自然災害について学べる教材を準備する
- 原子力災害は、小学校高学年用・中学校用で取り上げており、発達の段階に応じて基礎的な知識や技能を学ぶことができるようになっている
- 仙台市教育委員会の協力を得た教材を明示している
小学校用「仙台のページ」、中学校用「絆のページ」
- 小学校用「しあわせ はこぼう」
 - ◇「阪神・淡路大震災の記録」「様々な自然災害」「家庭でできる防災」など、どの学年でも利用できる「みんなのページ」を設定
 - ◇「離岸流」「液状化現象」などを「トピックページ」や「豆知識」で紹介
- 中学校用「幸せ 運ぼう」
 - ◇阪神・淡路大震災当時の貴重な作文や記録を「アーカイブ」として巻末に掲載
 - ◇復興に向けて立ち上がる仙台の中学生と支援に向けて立ち上がる神戸の中学生の姿を描いた「中学生の底力」のページを掲載

また、兵庫県の副読本「明日に生きる」も改訂が行われ、神戸市立の全小中学校にも配付されている。県下の自然災害などに関連する貴重な教材が多数掲載されている。また、「心のケア」などの内容も充実しており、より一層の活用を期待する。

④ 新聞の活用

新聞を活用した教育活動（N I E）がさまざまな分野で注目を浴びている。自然災害についての記事や写真などが多数掲載されている新聞は、防災教育を進めていく上で効果的な教材である。副読本「幸せ 運ぼう」の中にもいくつかの教材が含まれている。

新聞記事や写真などを利用し、子どもが具体的なイメージをもつことができるような授業展開を工夫するなど、授業研究が進められている。

⑤ 被災地への支援活動や交流の推進

東日本大震災の発災直後から始まった被災地に対する支援活動や交流については前述の通りである。

被災経験のない神戸の子どもたちは、被災地の子どもたちとの交流を通して、多くの貴重な教訓を学んでいる。被災地の不自由な生活に思いを寄せ、主体的に自分たちに来ることを考える取組は、「思いの共有化」をキーワードとした神戸らしい防災教育の姿でもある。

教育委員会が中心となって進めてきた「東北・神戸 こころの絆プロジェクト」、「いきいき生徒会会議における仙台市中学生との交流」などの取組を、今後も継続・深化させていく必要がある。そのためには、学校・教育委員会だけではなく、PTAや地域、NPO等の支援団体の協力が必要である。

支援活動にあたっては、児童生徒が活動の意義を理解し、意欲的に活動できるような工夫を配慮する必要がある。

⑥ ボランティア活動や地域行事への参加促進

阪神・淡路大震災以後、中高校生がボランティア活動や地域行事へ参加する機会が増えている。休日も部活動や習い事などにも忙しい子どもたちではあるが、ボランティア活動や地域行事へ積極的に参加することは、「生きる力」の育成につながる。将来の地域社会の担い手を育てる大切な取組である。

ボランティア活動や地域行事への参加については、特別活動（児童会・生徒会活動）として、教育課程に位置付けることが可能である。また、子どもたちの活躍の場を確保するためにも、神戸っ子応援団、防災福祉コミュニティ、青少年育成協議会などの地域団体や社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化する必要がある。

⑦ 地域と合同で行う防災訓練

地域防災の観点からも、防災福祉コミュニティが主催する防災訓練に積極的に参加する必要がある。児童生徒にも発達の段階に応じて、防災福祉コミュニティなどの地域防災のしくみや役割について学ばせたい。また、地域と連携しながら地域防災マップをつくることは防災意識の高まりにもつながる。

地域で防災訓練が行われていない場合でも、休日参観などを利用して、PTAや防災福祉コミュニティなどの地域団体の協力を得て、防災訓練や引き渡し訓練を学校が主体

的に実施することも可能である。

⑧ 地域の資源・人材の活用

神戸には、震災に関連する多くの資料が残されている。また、防災教育に取り組む地域人材も多い。人と防災未来センターや大学などの研究機関もあり、最新の知見や情報、技術に身近にふれることができる。人と防災未来センター、東遊園地の1.17希望の灯り、危機管理センター防災展示室、震災メモリアルパーク、神戸新聞ニュースポート報道展示室、地域人材支援センターをはじめ、数々のモニュメントなど、校外学習等で訪れることのできる施設も多い。

学校における防災教育を支援している関係機関、大学、NPO等も多く、すでに多くの学校でゲストティーチャーとして活躍している。

今後は、学校防災全般について、防災アドバイザーを学校に派遣するしくみが必要となってくる。防災訓練の指導助言、避難場所や避難経路など防災マニュアルの見直し、防災教育プログラムの開発、授業研究、教員研修等、多くの役割を期待したい。

4. 防災マニュアルの見直し

阪神淡路大震災後、神戸市の各学校園は、教育委員会の策定した「学校震災マニュアル作成指針」（平成8年度）をもとに、独自の防災マニュアルを作成してきた。東日本大震災後は、防災マニュアル例が電子データで示され、防災マニュアルの見直しが進められている。見直しのための視点が、以下のようにまとめられている。

- 学校園の地域特性に応じた避難場所、避難経路の設定
 - ・学校園の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、安全に避難できる場所や経路を決める必要がある
- 学校園の地域特性に応じた避難訓練の計画、実施
 - ・想定される災害をふまえ、地震災害の場合、津波災害の場合、火災の場合等で避難訓練を実施する必要がある
- 災害発生時における教職員の状況別役割分担の明確化
 - ・授業中、休憩時間や放課後、登下校中、校外学習中（部活動含む）など、災害発生時の状況に分けて、明確に役割分担をする必要がある
- 避難所の開設準備や役割分担
 - ・災害発生時には、学校が避難場所になることが多い。児童生徒の安全確保と平行して、避難者の人数をある程度想定をした上で避難所開設準備を進める必要がある
- 児童生徒等を引き渡す方法の明確化と、保護者への周知
 - ・保護者とともに引き渡し訓練などを実施することが重要である。場合によっては、保護者が帰宅困難者になることがあり、来校できないこともあるので、想定に入れる必要がある

各学校園が防災マニュアルに基づいて避難訓練を行い、変更すべき部分が見つければ修正を加えていく。訓練の成果と課題を検証し、より効果的・実践的な防災マニュアルを作成する取組が、教職員の防災意識を高めることにつながる。修正した防災マニュアルはその都度、全教職員で共有し、より適切な行動がとれるようにしなければならない。

本委員会では、避難所となる学校の施設・設備面での充実についての意見も多かった。防災マニュアルにおいても、学校の施設・設備の充実は大切な要素であり、そのような視点も含まれている。

① 地域と連携した防災訓練

学校は、災害発生時に地域の防災拠点・避難所となる。このことをしっかりと認識して、防災福祉コミュニティなどの地域関係者やPTAと協力して防災訓練を実施する必要がある。そのために必要な事項を防災マニュアルとしてまとめておきたい。

地域防災計画では、将来的には防災福祉コミュニティが自主的な避難所運営を担うことが定められている。教職員は避難所開設支援を行う役割を担うことになる。そのような状況を想定した訓練や事前の協議を行っている防災福祉コミュニティ、学校はまだ少ない。管理職や防災教育担当者が、区役所や防災福祉コミュニティなどに働きかけ、地域住民が主体的に避難所の開設・運営ができる仕組みを防災マニュアルに明示しておくことが必要である。高齢者や障害者などの要援護者の受入についても想定しておく必要がある。

隣接する幼稚園と小学校、中学校などが合同で避難訓練を行う取組も始まっている。津波避難警戒区域の学校が、警戒区域外の学校に避難するなどの避難計画についても検討する必要がある。

津波避難警戒区域内にある学校は、職員室、校長室、保健室などの管理面で中心となる施設や備蓄物資、懐中電灯、防災無線等を保管する施設を2階以上に確保することなども検討する必要がある。

大災害が起きた時、市街地や駅周辺の学校は帰宅困難者を受け入れる可能性がある。地域からの避難者用、保護者に引き渡すことができなかつた幼児・児童生徒を学校園に待機させた場合の備え（食料や毛布等の備蓄）とは別に、帰宅困難者にも対応できるように、多くの備蓄物資を備えておく必要がある。

② 地域特性の分析

各学校園は、所在地・通学区域の地域特性を認識しておく必要がある。学校もしくは校区が、津波避難警戒区域内もしくは隣接地域にある場合、河川が近くにある場合、山や崖が近くにある場合、埋立地にある場合など、それぞれの地域で想定される自然災害を防災マニュアルに反映させることが必要である。

その際、神戸市地域防災計画や兵庫県ハザードマップに示された被害想定を反映させることが前提となる。危機管理室や消防局、气象台等、専門的な知見を有する関係機関

の助言を受け、地域特性に対応した防災マニュアルを作ることが求められる。

③ 保護者への引き渡し

津波避難警戒区域外の学校園では、震度5以上の地震が発生した場合には、子どもたちを原則として学校内に留め置くことを防災マニュアルに定めておくべきである。

小学校では保護者に引き渡しを行うことになる。かなりの混乱が予想されるため、休日参観などを利用した引き渡し訓練を行っておく必要がある。

中学校、高等学校では通学路の安全を確認した後、下校させる事も想定されるが、対応について保護者へ周知しておく必要がある。幼稚園では普段から保護者による送迎が基本となっている。特別支援学校の場合は、送迎バス、タクシー、自家用車、自力通学など、様々な状況を想定した防災マニュアルが必要となる。

保護者に対しては、震度5以上なら学校園に園児・児童生徒を引き取りに来ること（5でゴー：震度5で引き取りにGO!）を引き渡しカードなどに明示し、周知を図るなどの工夫が効果的である。

あわせて、津波などの被害が予想され、校園長が危険と判断した際には、保護者が引き取りに来ても幼児・児童生徒を引き渡さずに、保護者も一緒に避難してもらうことを事前に周知しておく必要がある。

保護者が迎えに来られない場合には、子どもを学校園内などに長時間保護することになり、そのための対応も必要となる。

同時に、小学校は児童館や学童保育コーナー、学校開放、放課後子ども教室などとも密接な連携を図る必要がある。

④ 津波被害への対応

内閣府は、平成24年8月に南海トラフ巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定等を発表した。東南海・南海地震が同時発生した場合、神戸市の津波想定高は最大値で4mとのことである。この想定に基づいて、地域防災計画の見直しが行われている。また、津波避難警戒区域内にある防災福祉コミュニティでは、具体的な避難計画の検討が始まっている。すでに学校園も含めた合同避難訓練が行われている地域もある。

これまで、津波避難警戒区域内の多くの学校園は、校舎などの上層階への避難を想定したマニュアルを策定してきた。今後は、防災関係部局の指導の下、防災福祉コミュニティや地域と協議を行った上で2次避難場所をより安全な地域、施設に設定することになる。この場合には、2次避難場所において保護者への引き渡しを行うことになる。今後、学校園に示される新しい「防災マニュアル作成指針」にもその方向で変更が加えられる予定である。各学校園では、避難経路、保護者への引き渡し方法などをマニュアルに明示する必要がある。

また、2次避難を行う際、校門や校舎の出入口の施錠については地域防災計画を策定する際の検討課題と考えられる。電気のブレーカーやガスの元栓の遮断、2次避難場所

に関する掲示なども防災マニュアルに示す必要がある。

幼稚園や特別支援学校においては、津波避難警戒区域外への避難が時間的、体力的に可能かどうかを判断する必要がある。

⑤ 風水害・土砂災害への対応について

神戸市では、これまで大きな水害を何度となく経験してきた。六甲山系に大量の雨が降った場合など、風水害や土砂災害が起こる可能性は大きい。全ての学校園で、風水害や土砂災害を想定した防災マニュアルが必要である。また、都賀川での水難事故にみられるように、河川の急な増水への対策も忘れてはならない。副読本にも教材が掲載されている。

神戸市地域防災計画や兵庫県ハザードマップなどを参考にしながら、避難場所、避難方法等をマニュアルに明示するとともに、風水害や土砂災害に対する学習を進める必要がある。

⑥ 安全・安心な学校づくり～耐震化の推進・施設設備の充実

神戸市の学校園においては、建て替えが決定している学校園を除いて、施設の耐震化は完了している。発災時に児童生徒の安全を確保し避難させるためには、施設・設備、避難経路、避難場所の点検が必要である。また、天井材や外装材、照明器具等の非構造部材の耐震対策を早急に進めることも必要である。特に、避難場所として想定されている体育館の天井等の落下防止対策を講ずることは早急の課題であり、定期的に非構造部材についても点検を行う必要がある。

特別支援学校の場合は、児童生徒の安全を確保するために、さらにきめ細かな防災マニュアルが必要となる。地域住民の支援がなければ子どもたちの避難ができないような場合も想定される。また、医療的ケアが必要な子どもたちの命を守るためにも施設・設備のさらなる充実が必要である。

⑦ 情報通信システムの充実

地震発生直後には大規模な停電などにより、電話やインターネットが利用できない状況が発生する。携帯電話は回線が集中し通信障害が発生する。情報収集ができなくなり、適切な避難行動の判断に支障を来すことが想定される。避難所機能の充実のためにも、自家発電装置の確保、太陽光発電の利用などを検討しておく必要がある。

保護者への連絡手段の確保も大きな課題となる。具体策として通信手段の複線化が考えられる。ホームページによる情報発信、緊急配信メールシステムの活用などを防災マニュアルに示しておく必要がある。また、平成24年度に新たに整備された非常用の固定電話型PHSも有効な通信手段と考えられる。情報通信システムは日進月歩の速さで進歩しており、それに対応できる施設・設備の充実が必要である。

緊急地震速報システムがテレビなどで流れた場合の対応を子どもたちに指導してお

く必要がある。学校園でも緊急地震速報が校内放送で流れるようなシステムの導入を検討するとともに、地震発生直後に落ち着いた行動ができるように、緊急地震速報を活用した避難訓練についても検討する必要がある。

⑧ 心のケア

阪神・淡路大震災後、長期にわたる児童生徒への心のケアの取組が行われた。全国で初めて、教育復興担当教員（平成7～16年度）、心のケア担当教員（平成17～21年度）が配置され、そのノウハウが継承されてきた。

平成7年度に始まったスクールカウンセラーの配置についても、現在まで拡充が図られてきた。神戸市は質・量ともに全国でもトップクラスの配置状況である。

心のケアのためのマニュアルも整備されており、災害発生時にも、これらを活用して、よりていねいに心のケアを行うことが求められる。

平素より子どもたちの変化に注意を払うとともに、適切な対応と支援を行うために、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどが協力して組織的な対応を進めると同時に、関係機関等とも連携を図る必要がある。

現在、東日本大震災の被災地から神戸に避難している子どもたちや保護者について、ストレスの蓄積が懸念されている。神戸市が独自に作成した「被災児童生徒受け入れ校チェックリスト」などを活用して万全のサポートを継続していく必要がある。また、被災地からでなくとも、多くの転入生は不安感を抱きながら新しい学校生活をスタートさせている。様々な要因で精神的ストレスを抱える子どもたちも多い。同様のきめ細やかな配慮が必要である。

⑨ 教職員の研修

教職員の研修についても防災マニュアルの中に位置付けておく必要がある。避難訓練を行った後に、成果と課題について検証を行い、防災マニュアルを修正するプロセスは大切な校内研修の機会である。その際、外部からのアドバイザーを加えることで研修の内容は飛躍的に向上するはずである。年度当初、全教職員で防災マニュアル、防災教育の年間計画などについて、情報共有を行う研修はぜひとも行う必要がある。

各学校園に残されている震災の記録集や作文、当時の避難所対応、心のケアの取組などを知ることは、最も大切な研修である。教員の中にも震災体験のない世代が増えている。震災体験がないから防災教育は難しいとの声をよく聞くが、教師自らが学ぶ姿勢を持つことが最も重要なポイントである。

また、この2年間で多くの教職員が東日本大震災の被災地を訪れている。機会があればぜひとも被災地を訪問してもらいたい。津波の被害を自分の目で見た教員は、きっと被災地の思いに寄り添った防災教育を行うことができるはずである。

神戸市では、防災教育担当者会を年2回開催しており、貴重な研修の機会となっている。しかし、その内容が各学校園で十分に共有されていないとの報告もある。ぜひ、防

災教育を校内研修、OJTでも大切な課題として取り組んでいただきたい。また、神戸が全国に誇る防災教育を継承、発展させていくために、初任者研修、経験者研修、管理職研修等の機会を活用して、全教職員が繰り返し防災教育について学ぶしくみを構築していただきたい。

5. まとめ

本委員会では4回にわたって議論を積み重ねてきた。毎回、活発な意見が交わされ、委員からは、発想の転換や新たな気付きなどがあり、有意義な検討の場であったとの声が寄せられている。

神戸の防災教育には18年間の長い実績と積み重ねがある。第1回目の会議では、「今さら何を付け加える必要があるのか」との意見もあったが、各委員の東日本大震災の被災地への思い、教訓をこれからの防災教育に生かしていきたいとの思いが、さらに活発な議論へとつながった。

本委員会が新たなネットワーク形成の契機となり、新しい実践に発展した例も生まれている。次年度以降も、本検討委員会を引き継ぐ「防災教育」をテーマとしたネットワーク会議の開催を希望する。

学校現場での取組をさらに発展、深化させるために、先進的な事例を神戸市全体で共有するしくみが必要と考える。実践モデル校を指定するとともに、研究者などがアドバイザーとなって実践研究をサポートするしくみを確立していただきたい。

本報告書は、提言としてまとめられているが、議論の要約であり、なるべく分かりやすい言葉でまとめることを心がけた。

神戸の防災教育の方向性については、以下のように要約することができる。

- 副読本「幸せ 運ぼう」等、教職員が開発した豊富な独自教材を活用する
- 各学校で特色ある「防災教育カリキュラム」を策定・展開する
- 教職員の防災教育に対する意識をさらに高めるための取組を進める
- 震災追悼行事・防災訓練等の特色ある実践を継続発展させる
- 実践モデル校を指定し、その成果を広く周知する
- 東日本大震災の被災地支援、交流活動を継続発展させる
- 子どもたちのボランティア活動・地域行事への参加を促進する
- 教育復興担当教員等による「心のケア」の実践・ノウハウを継承する
- PTAや防災福祉コミュニティなどの地域団体と協働で行う防災訓練を推進する
- 地域防災計画との整合性を図りながら、防災マニュアル・津波対策を充実させる
- 関係機関、大学、NPO等との連携強化、防災教育ネットワークの強化を図る
- 防災教育にかかる研究者などをアドバイザーとして学校現場に派遣する
- 神戸発「生きる力を育む防災教育」の取組を引き続き、全国に発信する

参考資料

1. 防災教育の主題と指導項目
2. 新たな神戸の防災教育検討委員会開催要項
3. 新たな神戸の防災教育検討委員会 検討の経緯
4. 新たな神戸の防災教育検討委員会 委員名簿

防災教育の主題と指導項目

柱	主題/指導項目	おもな指導内容
人間としての在り方、 生き方を考える	①命の大切さ	
	かけがえのない命	・生命はかけがえのないものであり、自他の生命、動植物の生命を尊重する態度を養う。
	生きることのすばらしさ	・生きていることのすばらしさを感じ、自然を敬愛し、自然と共に生きる態度を養う。
	生きることへの希望とたくましさ	・どんなつらいことや苦しいことにも負けず、希望を持ってたくましく生きていく強い意志と態度を養う。
	②人と人とのつながり	
	家族や友人、人との絆	・生きていくための生活の基盤としての家族の絆を大切にし、家族の一員として自分の役割を自覚し、進んで行動できるようにしたり、心を開いて話のできる友達、助け合いや励まし合いのできる友達をつくり、友情を大切にすることを養う。 ・人と人との絆を大切にすることを養う。
ボランティアの心	・人や社会のために役立つことを自分から進んで実践し、人の喜びを自分の喜びとして共感できる態度を養う。	
感謝の心、思いやりの心	・自分の成長や生活が、周囲の多くの人々の支えで成り立っていることに気付き、その人々の心情や行動に対して感謝の気持ちをもつことができるようにする。 ・身近な人から世界の人まで、相手の立場を理解し、互いに思いやりの気持ちをもって進んで助け合う態度を養う。	
地域を愛する心、神戸を愛する心	・地域にはさまざまな立場の人が共に生活をしていることや、自分の生活が地域社会とのかかわりの中で成り立っていることに気付き、地域の一員として積極的にかかわろうとする態度を養う。 ・神戸のまちに愛情と誇りを持ち、美しい自然、温かい人々のつながりがある社会、安全なまちを願い、未来の担い手として、まちづくりに関心をもつことができるようにする。	
世界の人々とともに	・阪神・淡路大震災後に世界各国から受けた支援への感謝を忘れず、世界の人々と共に協力して生きていく態度を養う。	
防災上必要な知識を身につける	③自然に関する知識	
	災害発生のメカニズム	・土、水、雨、風、火などの性質を理解し、地震や風水害や火災などの自然災害が発生するメカニズムについて理解できるようにする。
	震災の被害の様子	・阪神・淡路大震災、東日本大震災の被害の様子を中心に調べ、地震などの災害が起きるとどのような被害があるか理解できるようにする。
	神戸の災害の歴史	・過去に神戸で起きた災害の様子を調べ、神戸の自然災害の特性や災害を防ぐための努力や工夫について理解できるようにする。
	さまざまな自然災害	・日本の自然災害の発生状況を調べ、自然災害は地形や土地の成り立ち、気候など関係が深いことや、災害を防ぐためにさまざまな努力や工夫がされていることを理解できるようにする。
	④社会に関する知識	
ライフラインの重要性	・震災の体験からライフラインの大切さを知るとともに、水・電気・ガスを供給したり、下水・ごみを処理したりする仕組みについて理解できるようにする。	
防災・減災への取組	・さまざまなところで、災害を防ぎ、少しでも災害を減らそうとする取組がされていることを理解できるようにする。	
情報の活用と伝達	・災害時における情報の大切さや入手方法を知り、正確な情報の収集・選択の重要性、情報発信の方法や影響について理解できるようにする。	
経済への影響と復興のあゆみ	・身近な人の仕事や震災による経済が受けた被害の様子を調べ、自然災害が与える経済への影響について理解できるようにする。 ・震災で被害を受けた交通網や産業、住宅やまちの復旧、復興の様子を調べ、災害に強いまちづくりについて理解できるようにする。	
防災上必要な技能を身につける	⑤みんなにできる防災	
	家庭でできる防災	・家具の安全対策、避難の方法や非常持ち出し品等、家庭でできる防災対策の必要性を理解し、家族で話し合っておくことができるようにする。
	地域でできる防災	・防災マップをつくり、地域の避難場所や危険箇所を確認し、地域の防災活動に積極的に参加できるようにする。
	学校でできる防災	・学校内で安全点検をしたり、さまざまな自然災害に対して、避難方法や避難経路を理解して、安全に避難したりできるようにする。
	⑥命を守る方法	
	災害から身を守る	・地震、火災、風水害などに直面した時、自他の命を守り、被害を最小限に止めるための技能を身につけることができるようにする。
体を守る	・災害やさまざまな事故に直面した時、自分で応急手当をしたり、食中毒を防ぐため衛生に気をつけたりできるようにする。	
生き抜く知恵・サバイバルスキル	・非常時に生き抜く知恵としてのサバイバルスキルの必要性を理解し、衣食住に関する基本的な技能を身につけることができるようにする。	

【参考資料 2】

新たな神戸の防災教育検討委員会開催要綱

神戸市教育長決定

(目的)

第 1 条 阪神・淡路大震災を経験した神戸市ではこれまで、防災教育カリキュラムや副読本「しあわせはこぼろ」「幸せ運ぼう」、防災マニュアル作成指針などを作成し、各学校園における防災教育の推進に努めてきた。東日本大震災後、あらためて津波被害への対応や防災教育の見直しが全国で始まっているところである。

被災地への支援や交流活動から得た教訓、津波対策などの新たな視点も加え、より安全・安心な学校づくりを推進するために、新たな神戸の防災教育検討委員会（以下「検討委員会」という）を開催する。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、有識者、防災・ボランティア関係者、教育行政関係者、保護者代表、学校関係者の委員をもって構成する。

- 2 委員とは別に必要に応じて意見聴取等を行うため、協力員を指名する。
- 3 検討委員会の下に、教育行政関係者と学校関係者による副読本作成部会を置く。

(所掌事務)

第 3 条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 新たな神戸の防災教育に関する提言に関すること。
- (2) 防災教育カリキュラム、防災マニュアル作成指針等の見直しに関すること。
- (3) 新たな防災教育副読本の作成方針に関すること。

(委員長等)

第 4 条 検討委員会に委員長、及び副委員長を置く。

- 2 委員長、及び副委員長は教育長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を統括し、議事進行にあたる。
- 4 委員長は、予め副委員長を指名する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 検討委員会は、教育長が招集し、3 回程度開催する。

(公開)

第 6 条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 条)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は神戸市教育委員会事務局指導課において処理する。

(経費)

第 8 条 報償費等については、「新たな防災教育」の推進の事業費及び「平成 24 年度実践的防災教育総合支援事業(文部科学省)」の委託事業経費から支給する。

(補足)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は別に教育委員会事務局指導部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

【参考資料 3】

新たな神戸の防災教育検討委員会

検討の経緯

- 第1回 6月29日（金） 於：神戸市総合教育センター
 - ・神戸市立学校園の防災教育について
 - ・消防局の学校支援について
 - ・地域防災計画と学校防災について
 - ・仙台市の学校園の被害状況、教訓、課題等について

- 第2回 9月 7日（金） 於：神戸市危機管理センター
 - ・新たな神戸の防災教育の推進（提言柱立て案）について
 - ・神戸市学校防災マニュアル作成指針Ⅱ（案）について
 - ・防災教育カリキュラム（案）について

- 第3回 11月30日（金） 於：神戸市役所1号館
 - ・新たな神戸の防災教育の推進（提言骨子案）について
 - ・しあわせ はこぼう（幸せ 運ぼう）について

- 第4回 2月 7日（金） 於：神戸市総合教育センター
 - ・新たな神戸の防災教育の推進（案）について

【参考資料4】

新たな神戸の防災教育検討委員会 名簿

委員長	森永 速男	兵庫県立大学防災教育センター教授
副委員長	船木 伸江	神戸学院大学人文学部人文学科准教授
	宇田川真之	人と防災未来センター主任研究員
	大崎 克英	神戸市危機管理室総務担当課長
	金居 光由	神戸新聞社読者サポートセンター長兼N I E推進室長
	桜井 愛子	神戸大学大学院国際協力研究科特命准教授
	杉原 尚史	神戸市立兵庫中学校長
	竹内 由美	神戸市P T A協議会副会長
	中川 美幸	神戸市立兵庫くすのき幼稚園長
	波方 宏彰	神戸市消防局予防部予防課長
	野坂 静枝	神戸市立垂水養護学校長
	橋本 基宏	神戸市立科学技術高等学校長
	長谷部 治	神戸市社会福祉協議会地域福祉課主事
	宮内 誠司	神戸海洋気象台業務課長
	村岡 弘朗	神戸市立霞ヶ丘小学校長
	協力員	八巻 賢一

計 16名

(副委員長以下、五十音順、敬称略)

新たな神戸の防災教育検討委員会事務局
神戸市教育委員会事務局指導部指導課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1
TEL (078)322-5783